令和８年 11 月

市内生活保護指定薬局のみなさまへ

11 月の生活保護における先発医薬品調剤状況報告書の提出について

神戸市福祉局くらし支援課
一般社団法人　神戸市薬剤師会

平成 30 年 10 月１日施行の生活保護法改正により、原則として後発医薬品を調剤していただくこととなっております。令和８年 11 月現在の先発医薬品調剤状況の把握、及び生活保護受給者に対する医療扶助適正化に向けた指導のため、調査へのご協力をよろしくお願い致します。

１　取組み内容

（１）報告対象

生活保護の医療扶助で、11 月に先発医薬品を調剤した「全品目」。
※ただし、医師が後発医薬品への変更を不可とする銘柄名処方をしている場合は除きます。

（２）報告様式

①処方の種別（一般名処方、変更可の銘柄名処方）
②先発医薬品を調剤した事情等の項目
③レセプトに先発医薬品の調剤理由を記載した場合も、報告様式による提出をお願いします。
④「４その他の理由」欄は自由記載です。
ただし、流通困難により在庫がない等は『ａ』に○を入れてください。
また、患者の意向等は『3』を選択し、必ず『ｃ』または『ｄ』のいずれかに○を入れてください。

（３）報告について

①提出期限

令和８年 12 月２１日（月）

②報告方

FAX または E メール

③提出先

神戸市薬剤師会
FAX：078-366-5640
E メール：kobecity.pha.org@gmail.com（受付専用メールアドレス）
住所：〒650-0011　神戸市中央区下山手通 6-4-3　兵庫県薬剤師会館７階

※神戸市のホームページから、報告様式をダウンロードいただけます。

神戸市　生活保護　後発医薬品　　検索

個人情報保護の観点から、報告様式にはパスワードがかかっております。
メールでご報告いただく場合は、報告内容をご入力の上、パスワードがかかった状態のまま、神戸市薬剤師会へご提出ください。

全指定薬局（非会員薬局様含む）からの報告が必須です。
報告対象の受給者がいない場合も「報告対象なし」に〇をして提出してください。

２　神戸市（医療扶助）における後発医薬品使用割合

みなさまのご協力により、平成 26 年６月の取組み開始時から使用割合が大幅に増加しました。

調剤月	H27.5	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10	H30.5	H31.4
使用割合	67.11%	72.00%	73.30%	74.92%	74.00%	79.11%	89.25%
調剤月	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
使用割合	87.34%	91.88%	90.43%	91.67%	92.40%	95.51%	96.37%

①使用割合：（後発医薬品／後発医薬品が存在する医薬品＋後発医薬品）での算出
②国が設定する使用割合の目標：2020 年度中に 80%を達成

３　お問い合せ先

（１）神戸市における後発医薬品使用促進の取組みについて
神戸市福祉局くらし支援課 医療担当　TEL：078-322-5202

（２）個々の生活保護受給者について
各福祉事務所

（３）報告の提出について
神戸市薬剤師会　TEL：078-366-5593

報告様式や本取組については，神戸市のホームページ（http://www.city.kobe.lg.jp/）にて
ご確認いただけます。 神戸市　生活保護　後発医薬品 **で** 検索